令和５年５月 17 日
県立商工高等学校

令和５年度 商工高等学校 不祥事ゼロプログラム

神奈川県立商工高等学校では、事故･不祥事の発生をゼロにすることを目標として次のとおり不祥事ゼロプログラムを定める。

１ 実施責任者

商工高等学校不祥事ゼロプログラムの実施責任者は校長とし、副校長・教頭及び事務長がこれを補佐する。また総括教諭は校長、副校長、教頭を補佐し事務長を補助する。

２ 課題、取組、目標及び行動計画

次の課題（１）～（８）について担当グループ等を決め、職員啓発資料や独自作成資料を活用して職員会議等における事故･不祥事防止研修及び校内研修を実施し､職員の事故防止意識高揚に努める。

また､管理職は打ち合わせや職員会議等において､随時報道資料等も活用して継続的な啓発活動を展開するとともに､個別面談等による聞き取りや職員への定期的な声かけにより､所属内の状況の把握に努め、事故･不祥事の徹底防止を図る。

（１）法令遵守意識の向上（管理職）＜４・６月＞

ア　取　組：服務規律を再徹底し、公務外非行を防止する。
イ　目　標：職員行動指針・懲戒処分の指針を再確認し、公務外非行をゼロにする。
ウ　行　動：「神奈川県職員行動指針」及び「懲戒処分の指針」をもとに、県の職員として求められる行動の再確認をする。打ち合わせや職員会議等で不祥事に関する事例や新聞記事を紹介するなど、日々注意喚起するとともに、重点的・喫緊の課題については、事故・不祥事防止研修を実施して徹底する。

（２）児童・生徒へのわいせつな行為等の防止（管理職）＜５月＞

ア　取　組：生徒に対し人権を意識した適切な接し方を徹底する。
イ　目　標：生徒との接し方に注意し、セクハラ・わいせつ行為と受け取られることがないようにする。
ウ　行　動：５月に職場研修を実施し、公務内外において常に高い倫理観をもち、自身の行動を律し、不祥事(わいせ事案等)を行さない意識を徹底するとともに、生徒や保護者がわいせつ・セクハラ等の行為についてすぐに相談できる体制を整備し組織的な対応をとる。

（３）体罰・不適切な行為（指導）の防止（生徒支援Ｇ・生活指導Ｇ）＜８・９月＞

ア　取　組：体罰・不適切な指導を起こさない職員による組織的な体制を構築する
イ　目　標：生徒の人権を尊重し、身体的だけでなく言葉による暴力等精神的な体罰、不適切な指導を根絶する。
ウ　行　動：体罰や不適切な指導を根絶するために職員の意識統一を図り、気づいたことを指摘しあう職場環境をつくる。８月に職員を対象にした職場研修を実施する。

（４）入学者選抜、成績処理及び進路関係書類の作成及び取扱いに係る事故防止（カリキュラム開発Ｇ、ガイダンスＧ、入学者選抜会議）＜６・７・１月＞

ア　取　組：業務マニュアルをもとに、確実な点検体制を徹底する。
イ　目　標：入学者選抜、成績処理、証明書等の作成に係る事故をゼロにする。
ウ　行　動：前年度の業務及び日常の業務を再点検し、課題に対して必要な改善を図る。また、全職員でマニュアルや手順等について再確認し、着実な実施を行う。

（５）行政文書の取扱い、個人情報等の管理、情報セキュリティ対策（管理職、学校管理運営Ｇ）
＜４・10・11月＞

ア　取　組：行政文書の取扱いや個人情報の定義について再認識し、事故を未然防止する。
イ　目　標：全職員が行政文書、個人情報の適切な取扱いを行う。
ウ　行　動：個人情報の持ち出しに関する手続き等について再確認し、個人情報の漏出、紛失、誤廃棄、誤配付、誤送信を未然防止する。また、文書類も含めて管理されている情報の点検を実施し、保存期限の過ぎた文書・情報について起案、複数での確認の上、確実に廃棄を行う。

（６）交通事故防止、酒酔い・酒気帯び運転防止、交通法規の遵守（管理職）＜12月＞

ア　取　組：交通法規の遵守を徹底するとともに、万が一事故に関わった際の対応について再確認する。
イ　目　標：交通事故の発生を未然に防止するとともに、酒気帯び運転や飲酒運転を根絶する。
ウ　行　動：12月に職員全員を対象にした交通法規、処分事例などに関する資料を配付し交通事故防止意識を高めるとともに、事故発生時の対応等についても周知する。

（７）会計事務等の適正執行（管理職、学校管理運営Ｇ）＜５・10・２月＞

ア　取　組：私費会計の適正な執行と計画的な予算執行を徹底する。
イ　目　標：会計事務を適切に行い、不適正な執行をゼロにする。
ウ　行　動：５月に私費会計基準に沿った私費の適切な運営について会計担当者に周知し、適正な会計手続きを励行する。また、全職員を対象にした研修会を実施し会計処理手続の再確認を行う。

（８）職場のハラスメントの防止（管理職）＜10月＞

ア　取　組：職場におけるハラスメント（パワハラ・セクハラ等）の防止を徹底する。
イ　目　標：職場におけるハラスメント（パワハラ・セクハラ等）をゼロにする。
ウ　行　動：10月にハラスメントに関する研修会を実施し、ハラスメントの防止に関する意識を高めるとともに、ハラスメントに関する相談体制を構築し、その活用をすすめる。

３　検証

（１）中間検証

２に規定する行動計画について、令和５年10月までに実施状況を確認し、未実施がある場合には、令和６年１月までに補完措置を行う。また、各目標達成に向けて行動計画を修正する場合には、必要な修正を行う

（２）最終検証

２に規定する行動計画について、令和６年３月に実施状況を確認するとともに、各目標達成についての自己評価を行う。その結果、新たな目標設定が必要な場合は、それを行った上で、令和６年度県立商工高等学校不祥事ゼロプログラムを策定する。

４　実施結果の公表

検証結果については、学校ホームページ上で公開する。